

令和 7 年第 1 回定例会

斑鳩町議会会議録

令和 7 年 3 月 6 日

午前 9 時 00 分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	7 番	嶋 田 善 行
8 番	井 上 卓 也	9 番	横 田 敏 文
10 番	宮 崎 和 彦	11 番	濱 眞理子
12 番	木 澤 正 男	13 番	奥 村 容 子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 善 行	係 長	吉 川 也 子
--------	---------	-----	---------

1, 地方自治法第 121 条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 恵 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 巻 昭 男
総 務 課 長	松 岡 洋 右	安全安心課長	曾 谷 博 一
政策財政課長	中 尾 歩 美	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	中 原 潤	住 民 課 長	峯 川 敏 明
都市建設部長	上 田 俊 雄	建設農林課長	手 塚 仁
都市創生課長	福 居 哲 也	上下水道課長	岡 村 智 生
会 計 管 理 者	安 藤 晴 康	教 育 次 長	本 庄 徳 光
教委総務課長	仲 村 佳 真		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まずひとつ目の質問は、マイナンバーカードの更新についてです。

マイナンバーカードはデジタル社会に必要なツールとなっており、普及率も徐々に向上してきておりますが、それと同時に、マイナンバーカードの有効期限問題、いわゆる2025年問題などと呼ばれていますけれども、マイナンバーカードは発行から今年で10年が経過し、有効期限が10年であるマイナンバーカード自体の更新が必要な方が出始めます。

有効期限が5年である電子証明書の更新も大幅に増加すると見込まれており、窓口体制の充実、適切な住民対応をお願いしたいと考えています。

そこでひとつ目として、マイナンバーカードの有効期限切れに伴うカードの更新及び電子証明書の更新の状況、今後の見込みについて、斑鳩町の状況をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 峯川住民課長。

○住民課長（峯川敏明君） マイナンバーカードの更新に係る状況、今後の見込みについてのご質問でございます。

本町における状況、今後の見込みにつきまして、まず、有効期限が発行日から10回目の誕生日までとなりますマイナンバーカードの更新件数についてでございますが、令和7年度、2025年度で509件、令和8年度で2,318件、令和9年度で1,101件、令和10年度で637件、令和11年度で846件、令和12年度で3,462件、令和13年度で3,190件、令和14年度で6,762件、令和15年度で9,491件見込まれ、令和12年度以降、大幅に増加する見込みとなっております。

また、有効期限が発行日から5回目の誕生日までとなります電子証明書の更新件数についてでございますが、令和7年度で3,462件、令和8年度で3,190件、令和

9年度で6,762件、令和10年度で9,491件見込まれ、令和9年度以降、大幅に増加する見込みとなっており、令和2年度からの国のマイナポイント事業によるマイナンバーカード交付促進などにより、カードの更新や電子証明書の更新が増加する見込みとなっております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 細かな数字の説明もありがとうございます。そういった中、今後マイナンバーカード自体の更新、電子証明書の更新も増加するという見込みがもう既に立っているという状況の中で、二つ目の質問として、斑鳩町の今後の窓口の体制や環境の整備についてはどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 峯川住民課長。

○住民課長（峯川敏明君） マイナンバーカードの更新に係る今後の体制、環境整備についてのご質問でございます。

マイナンバーカードの更新及び電子証明書の更新が、今後増加することが見込まれる中、本町としましては、窓口の混雑緩和、適切な住民対応を図るため、組織全体として考える必要がありますが、国庫補助金の活用による職員の適正な配置などにより、窓口体制の充実を図るとともに、更新事務の効率化やスムーズな事務遂行のための工程の見直し、システム操作のマニュアル化などを検討し進めてまいりたいと考えております。

また、住民の皆様に関口でスムーズにご対応いただけますよう、広報・ホームページ等によりまして、マイナンバーカード更新の概要、当日の流れ、行程や必要となる暗証番号の準備等を周知してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の更新などにつきまして、窓口の混雑緩和、適切な住民対応を図りながら、適正かつ円滑に業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。今のご答弁を聞いて環境、体制ともに準備をされていかれるということで確認させていただきました。

特に、人員体制については、組織全体で考える必要があるというのはそのとおりだと思いますけれども、住民課は役場で一番住民さんが訪れる課であるのかなと思いますし、住民課に電話などがつながりにくいときがあるというような心配の声もお伺いすることもありますので、これからぜひとも体制整備をしっかりとお願いをしておきます。

続きまして、二つ目の質問に移ります。令和4年6月の一般質問で、学校施設のトイ

レ環境の改善ということで、トイレの床を現在の湿式床から乾式床にしてはどうかと提案しました。

その際に、一部のトイレをモデルケースとして乾式化する計画で、そのモデルケースによって、それぞれの課題についてどのように対応するか情報収集等されるとご答弁いただきましたが、どのように実証され、どのようなお声があったか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） トイレの床面の乾式化への調査・研究の結果に関するご質問でございます。

トイレ床面の乾式化につきましては、その効果として、衛生面や臭気の改善に加え、清掃時間の短縮化があるとされております。

町といたしましては、学校のトイレの全体的な環境改善に向けまして、令和４年度に国の補助金を活用し、節水効果のあるトイレの洋式化への改修や、自動照明や自動水栓などの感染症対策の工事に併せ、一部のトイレのブース内、また斑鳩小学校及び斑鳩南中学校の体育館ではモデル的に全面乾式化の工事を実施したところでございます。

また、乾式化したトイレにつきましては、児童・生徒からは「トイレが明るくなった」「清掃がしやすくなった」などの意見がある一方で、教職員からは、「使用方法や清掃の状況による色素や臭気の沈着への対応、また、管路の詰まりによる便器からのオーバーフロー時の対応など、維持管理面で懸念される面がある」という報告を受けております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） １番、溝部議員。

○１番（溝部真紀子君） ありがとうございます。ではそれを踏まえて、今後の計画について二つ目として、お伺いします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） トイレ環境の改善に向けました今後の計画に関するご質問でございます。

学校施設における湿式の床面につきましては、日々の清掃回数が限られていることに加えまして、便器外への排水や嘔吐の際に水で流せるといった利点がございます。

一方、乾式の床面につきましては、先ほどご答弁をいたしましたとおり、衛生面や臭気の改善に加え、清掃時間の短縮化が図られるという利点がございます。

現在、校舎等の老朽化や今後の児童・生徒数の減少が見込まれる中、有識者や地域、

保護者の代表者、学校の関係者などから構成をいたします斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会、こちらのほうを昨年８月に立ち上げをいたしまして、町立小・中学校の適正規模及び適正配置等に係る構想について検討し、議論を重ねていただいているところでございます。

この検討の中で実施をいたしましたアンケートの自由意見の中で、中でもトイレの老朽化に伴う様々な問題につきまして、保護者の皆様をはじめご意見をいただいております。そうしたことから、トイレ環境の改善につきましても、小・中学校の適正規模及び適正配置等に関する方針と並行いたしまして、総合的に検討を進めてまいりたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） １番、溝部議員。

○１番（溝部真紀子君） アンケートの自由意見の中でもトイレの老朽化に伴う様々な意見があるということです、洋式化はしっかりと進めていただきましたが、乾式床も含め、トイレに入った瞬間の全体的な雰囲気もまだまだ変わっていく必要はあるのかなと思っています。

これから小・中学校の適正規模及び適正配置等に関する方針と併せて総合的に検討するということは、このトイレの問題についてすごく長期的に、例えば２０年とか３０年とか検討するという意味ではないのかなというふうに理解しておきます。

今後も引き続き、子どもや保護者の方が主役の学校施設であるように検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、１番、溝部議員の一般質問は終わりました。

次に、１１番、濱議員の一般質問をお受けします。

１１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、ＰＦＡＳ汚染についてお伺いいたします。有機フッ素化合物をＰＦＡＳと言いますけれども、これについてはひとつでなく本当にたくさんの物質がＰＦＡＳというふうに言われているものでございます。

そのＰＦＡＳによる高濃度の汚染が広がっております。健康への影響が大きな問題となり、汚染の調査や基準、健康被害等についての基本的な情報をお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） P F A S に対するご質問でございます。

有機フッ素化合物のうちペルフルオロアルキル化合物、及びポリフルオロアルキル化合物を総称して P F A S と呼び、1 万種類以上の物質があるとされております。

P F A S の中でも、P F O S、P F O A は幅広い用途で使用され、フライパンのコーティングや衣類の防水のほか、半導体や自動車製造にも使用されてきましたが、平成 21 年以降は国際的な規制対象となり、日本でも製造、輸出入、使用が禁止されております。令和 2 年には、国において当時の科学的知見に基づき、水道水や河川での水質管理上の目標を P F O S、P F O A の基準値を合算値で 1 リットル当たり 50 ナノグラム以下とする暫定目標値が定められ、令和 4 年度には環境省において、全国の河川や地下水の汚染状況が調査され公表されております。

健康への影響といたしましては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系などの関連が報告されています。しかし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては十分な知見はなく、国内において P F A S の摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されていないというところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11 番、濱議員。

○11 番（濱真理子君） 幅広い用途で使用されている物質等が平成 21 年度以降、国際的な規制対象となり、日本でも製造、輸出入、使用が禁止されているとのお答えでありますが、令和 2 年に国が暫定目標を 1 リットル当たり 50 ナノグラム以下と定めましたが、米軍基地や自衛隊の基地など関連の工場、また産業廃棄物の処理場の周辺の河川や湧水や土壌、飲料水から確認され、健康への影響が大きな問題となっております。報道を見聞きして住民に不安が広がりました。しかし、私たちの飲料水環境は従前どおりでございます。「日本のどこかよその出来事で P F A S なんて一体何だった」との声も聞かれるところでございます。

現在、進められている国の状況はいかがでございましょうか。水質関連の汚染調査や基準、健康被害等についての基本的な情報をお聞きします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 水質調査等について、国の取り組み状況についてのご質問でございます。

水道における P F O S 及び P F O A に関する調査の結果が国から公表されており、その結果によりますと、令和 2 年度は暫定目標値を超過した数が 11 事業ありましたが、

令和５年度では３事業、令和６年９月３０日時点では検査を実施した水道事業１，７４５事業において全てゼロとなり、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの合算値で１リットル当たり５０ナノグラム以下とする暫定目標値を下回っております。

今後、国土交通省と環境省が連携し、検査を実施していない水道事業者に検査の実施を呼びかけ、暫定目標値の超過が確認された場合は、引き続き、適切な対応が図られるよう指導等に取り組んでいくとされております。以上です。

○議長（中川靖広君）　１１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君）　国については、今、回答いただいたことで分かりましたけれども、奈良県や斑鳩町での取り組みについてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君）　上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君）　水質管理の調査について、奈良県や斑鳩町での取り組み状況についてのご質問でございます。

斑鳩町においては、令和３年度に町浄水場での処理を終了し、全ての水道水を奈良県営水道により住民の皆さんに給水しております。

水道水については、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが水質関連目標値、設定目標に位置づけられており、奈良県水道局が運営する浄水場において、令和６年９月に実施された水質検査の結果によりますと、桜井浄水場で１リットル当たり２ナノグラム、御所浄水場で１リットル当たり２ナノグラム未満となっており、国が定める暫定目標値の１リットル当たり５０ナノグラムを大幅に下回っている状況でございます。

斑鳩町水道事業は令和７年４月より奈良県広域水道企業団に移行をいたしますが、今後も水質等の情報共有を行いながら、奈良県広域水道企業団に協力・連携してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君）　１１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君）　ありがとうございました。環境省と国交省は昨年１２月２４日、ＰＦＡＳについて、社宅や療養所などで自家用供給される専用水道の初の調査結果を公表いたしました。

これによると、２０２０年４月からの約４年半に４４か所で国の暫定目標値を超過していました。うち６か所は国が設置した自衛隊基地などございました。

政府は、水道法に基づき、水道事業者にはＰＦＡＳの定期的な水質検査を義務づける方針でございますが、調査結果が国の暫定基準の２８倍もあるなど、基準値についても厳しい値への変更が求められると思います。報道を見聞きして住民に不安が広がりました。

しかし、私たちの飲料水環境は従前どおりでございます。日本のどこかよその出来事で、P F A Sなんて何だったとの声も聞こえてまいります。

次の４番の質問をさせていただきます。人体への血中濃度検査についての取り組みについてお聞きいたします。実際に無料で血液検査を実施している市町村もあると聞いていますが、斑鳩町の現状はどうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 血中濃度検査についてのご質問ですが、岡山県吉備中央町では令和２年度から令和５年度までの間、浄水場における水質検査について、水質管理目標設定項目が、国の暫定目標値１リットル当たり５０ナノグラムを超えて検出されたことから、浄水場の水を飲用された方で検査を希望される方を対象に、令和６年１１月２５日から１２月８日までの間、公費で血中濃度検査を実施されたことは認識しているところです。

当町では、河川・水道水についてP F A Sの数値が暫定基準値以下であることを認識していることから、血中濃度検査を実施する状況ではないと考えております。

○議長（中川靖広君） １１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君） 何度も出てきますけど、暫定基準が日本では海外の基準よりも随分と緩やかであるというふうにも聞いております。

これについては厳しく捉えて、後手、後手にならないよう注視が必要と私は思っております。取り組みをよろしく願いをいたします。

次の質問をさせていただきます。産業廃棄物処理等の汚染源以外に懸念されているものに人工芝がございます。人工芝の町内の設置についてお聞きいたします。

人工芝がP F A Sの汚染の温床とも危惧されていますが、町はどのようにお考えでございますか。また、人工芝からのマイクロプラスチックの発生から、環境汚染、人体への影響等についてのお考えをお聞きします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） P F A S汚染につきまして産業廃棄物処理等の汚染源以外に懸念される人工芝の設置に関するご質問でございます。

現在、町の施設で人工芝が使用されている施設といたしまして、すこやか斑鳩スポーツセンターテニスコート、また、健民運動場テニスコートの二つの施設がございます。

人工芝につきましては、その製造過程におきましてP F A Sが使用され、それがにじみ出ている可能性があることについて、自然環境保全団体から指摘されていることは承

知をしております。

これらP F A Sによる影響等につきましては、現時点において確定的な知見はなく、国において様々な検討が進められているところでございますので、引き続き、その動向を注視してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。これからのことも注視してくださるということです。

まだまだ究明されていない物質が流通というルートにより拡散され、便利だという理由が先行することの怖さを覚えるところでございます。引き続きの注視よろしく願いを申し上げます。

次に、住民への健康対策についてお聞きいたします。お願いします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） P F A Sの健康影響については、2023年11月に世界保健機構の傘下の国際がん研究機関が、発がん性について、P F A Sの一部であるP F O Aは「ヒトに対して発がん性がある」と評価し、また、P F O Sは「ヒトに対して発がん性がある可能性がある」と評価しています。

しかし、この評価は、がんを引き起こす可能性に関する科学的根拠の強さを評価したものであり、これだけをもって人における実際の発がんの確率や重篤性を示すものではないと報告されています。

P F A Sの人への健康影響については、どの程度の量や濃度でどのような影響を及ぼすのかは現時点では明らかにはなっておりません。今後も健康への影響についての情報に注視し、状況に合わせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。目を離さないようにというか、常に新しい情報を得ていただいて対応していただきたいと思います。

住民の中には、先ほども言いましたけれども、「P F A Sって何や分からへん」との声がやはりあります。知ることによって、命や環境に思いを寄せていただきたいと思います。私はこの質問を今回させていただきました。しっかりとこれからのことについても、ひと事でないという、そういうものを広めていただきたいと思います。この質問については終わらせていただきます。

次に、二つ目の質問をさせていただきます。児童発達支援放課後デイについてお伺い

をいたします。発達障害のある子どもさんを放課後デイに通わせたいと希望されている保護者から相談を受けました。通所に関する情報をお伺いいたします。施設の数や施設の受け入れ状況も併せてお聞きします。

○議長（中川靖広君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 児童発達支援・放課後等デイサービスの施設数や施設の受け入れ状況に関するご質問でございます。

児童発達支援・放課後等デイサービスについては、障害の特性に合わせて事業者ごとに異なった取り組みを行っております。また、町外の事業所についても利用可能であり、送迎が可能な事業所もあるなど、幅広く対象児童の特性に合った事業所の利用を検討いただいているものとなっております。

令和7年2月1日現在において、斑鳩町内の放課後等デイサービス事業所数は4事業所となっており、うち3事業所は児童発達支援事業所を併設しております。

また、西和7町の放課後等デイサービス事業所数は21事業所、児童発達支援事業所は18事業所となっております。

施設の受け入れ状況につきましてはそれぞれの事業者で状況は異なりますが、曜日によって新規の受け入れができない場合もあると聞いております。その場合でも、曜日ごとに複数の事業所を使い分け受けるなどの対応は可能であり、対象児童とご家族のご状況等に応じた利用が可能となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。利用希望の子どもさんの状態や、保護者の仕事の都合などで、施設に問い合わせても利用がスムーズにいかないため、大変苦慮されておられます。また、待機児童が多く先が見えないとの声も聞かれました。

小学校隣接の学童保育と違い施設の場所までが遠いので、車のないときは利用できない等のこともございます。送迎の有無が困り事のひとつでございます。

西和7町の施設数が18事業所とのことですが、距離がかなりあるところも対象外になります。利用希望者が激増しているとも聞いております。需要と供給が取れていないことが今後の課題であるとも思っております。

2番目として、受け入れの条件等はどのようなことがございますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 児童発達支援・放課後等デイサービスの利用状況についてのご質問でございます。障害児福祉サービスとして、児童発達支援・放課後等デイサービス

を利用するには、障害児通所給付費の給付決定を受ける必要がございます。この給付決定は申請に基づき、障害児支援利用計画書等の内容を確認の上、障害者手帳や医師の診断書等の情報を基に町により行います。

障害児支援利用計画書等を作成する際には、利用する障害児福祉サービスや事業所について検討していただくことになりますが、計画の作成は障害児相談支援事業所に依頼することも可能であり、また、サービス事業所の情報提供も受けることができます。

また、新規で児童発達支援・放課後等デイサービスの利用を検討される方がいらっしゃいましたら、近隣の事業所一覧をお渡しするなどの情報提供も可能でございますので、福祉課のほうへご相談いただければと思っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、演議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。①の質問も②の質問も、ともに福祉課に相談するのが近道ですが、どの子どもさんも自分が楽しく過ごせることが最優先でございます。それを支える保護者は、並々ならぬ子育てに昼夜を問わない状況にございます。寄り添っての支援を引き続き、続けていただきたいをお願いをいたしまして、この質問については終わらせていただきます。ありがとうございます。

三つ目の質問でございます。障害者、高齢者、妊産婦等の優先駐車スペース利用についてお伺いをいたします。

町内や近隣の施設に優先駐車スペースが設置されていますが、利用時に批判的な目で見られることもあり苦慮されていると聞いています。駐車時に提示する優しいステッカーの配布等、検討はできませんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 障害者・高齢者・妊産婦等の優先駐車スペースの利用についてのご質問でございます。

現在、奈良県において、平成28年から「奈良県おもいやり駐車場制度」を実施されており、「車椅子優先駐車区画」と「ゆずりあい駐車区画」の2種類の駐車区画を設け、車椅子利用者だけでなく、移動に配慮が必要な方にご利用いただける制度となっております。この、ゆずりあい駐車区画は、高齢者や妊産婦、視覚的には障害者と断定できない方、一時的なけがを負った方なども利用できるものとなっております。

この奈良県おもいやり駐車場は斑鳩町役場にも設置しており、県内においても公共施設をはじめ商業施設、医療機関、金融機関など、令和6年7月時点において県内533か所でご利用いただくことが可能です。対象区画には看板や三角コーンなどが掲示され

ており、利用できる範囲が分かりやすい表示がされております。

利用に当たっては、奈良県に申請していただくことで、この対象区画を利用する際に提示できる利用証を発行されており、気兼ねなく対象区画に駐車できるように配慮されているところでございます。

また、この利用証は県内のおもいやり駐車場設置施設のみならず、他府県の設置施設を利用する際にも使用することができます。

駐車時に利用できるステッカーにつきましては、全国統一様式の利用証を発行されていることから、町独自で発行するとその他の利用者からの理解が難しくなることが想定されますので、町といたしましては奈良県で発行されている利用証を活用し、この制度についての周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。スーパー等で今までにも障害手帳などを提示すると、車内に提示するカード等を配布していましたが、障害手帳がなくても優先駐車スペースを利用したい人もたくさんおられます。

駐車場利用者がお互いに気遣うことができるように、車内に提示する優しいステッカー配布を希望しておりました。おもいやり駐車場の表示はありますけれども、車内に置く利用証は私は申し訳ないですけれども存じませんでした。この普及をこれから積極的に進めていただきますようお願いを申しあげまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

9時50分まで休憩します。

（ 午前9時35分 休憩 ）

（ 午前9時50分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 議長の許可を得ましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ひとつ目が、学校施設の整備について、これは委員会でも私、質問させていただいて、そしてもうすぐに対策を取っていただく動きというのも説明を幾度か聞いております。その中で、もう一度、今の状況をお聞きしたいので質問させていただこうと思いました。

まず、今の現状、小・中学校の築年数、老朽化がどのように進んでいるのか、何年経っているのか、そこからお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町の小・中学校の建築年数についてのご質問でございます。各小・中学校の校舎の本年度、令和6年度末での建築年数をお答えをさせていただきます。

初めに、斑鳩小学校の校舎の建築年数でございます。合計5棟、5棟のうち南館が59年、北館が57年、中館が52年、本館東棟、西棟が44年となっております。

続きまして、斑鳩西小学校でございます。合計4棟、4棟のうち建築年数はいずれも48年となっております。

続きまして、斑鳩東小学校でございます。合計4棟の建築年数はいずれも45年となっております。

続きまして、斑鳩中学校でございます。合計4棟のうち本館東棟の建築年数は55年、本館西棟、北館西棟は54年、北館東棟は47年となっております。

斑鳩南中学校でございます。合計2棟、2棟いずれも42年となっております。

本町の学校施設につきましては、全ての校舎の建築年数が40年以上経過をしております。最も古い校舎で59年、全ての校舎の平均建築年数は約48年となっております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 私自身が子どものときに使わせていただいた校舎、懐かしい。確かに思い出もあります。だけど、やはりそれが残っているのがどうなのか、やはり僕は建築について全く知識はそんなにありませんが、コンクリートの耐用年数とかコンクリートの中に入っている管の耐用年数とか、そういうのが50年であったり。よくマンションなんかではそんな話も聞いたことがあります。

やはり適度な更新、いろいろな安全性もありますし、やはりハード面の整備というのが教育分野で非常に大きいと。そういうことによって今、対策を練っていただいていると私は思うのですが、その次の質問です。

今、どのような形でこの対策の整備のスケジュールですね、その辺りをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 小・中学校の整備方針等々に関するご質問でございます。

町立小・中学校につきまして、校舎等の老朽化や、今後の児童・生徒数の減少が見込まれる中、有識者や地域、保護者の代表者、学校の関係者などから構成をいたします、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会、この委員会を昨年８月に立ち上げをいたしまして、町立小・中学校の適正規模及び適正配置等に係る構想について検討し、議論を重ねていただいているところでございます。本検討委員会はこれまで３回開催をしております。

まず、第１回検討委員会では、文部科学省が示しております学校の適正規模、適正配置等に関する基本的な考え方に基づきまして、昨年度、取りまとめを行いました町立学校の適正配置、適正規模に係る検討を行うための基礎調査の結果につきまして報告をいたしております。

また、第２回検討委員会では、日々、子どもたちと接しておられる保護者や教職員の皆様をはじめ、学校を温かく見守ってくださっております地域の皆様からご意見をいただくため、学校施設の規模、配置を考える上での小・中学校における１学級当たりの児童生徒数や、１学年当たりの学級数、学校の配置、役割等に関するアンケートの内容について、議論をしていただいたところでございます。

本アンケートにつきましては、昨年１１月に実施をいたしまして、回答数として保護者の皆様から１，０２０人、教職員の皆様から１８５人、地域の皆様から１２４人、合計１，３２９人の方からご回答をいただいております。

また、第３回検討委員会では、このアンケート調査の結果につきまして報告をしております。

次回、第４回検討委員会は、本年３月２４日に開催を予定をしております、アンケート調査の結果に基づき、学校施設の適正規模、また適正配置に係る今後の方向性について、議論をしていただく予定となっております。

今後、本検討委員会におきましては、令和７年度中に本町における学校施設の適正規模・適正配置等に関する方針を取りまとめ、学校施設適正規模等基本構想案として、教育委員会に答申をいただく予定で進めております。

また、答申をいただいた後につきましては、議会皆様方のご意見お伺いし、ご相談もさせていただきながら、学校施設適正規模等基本構想として、学校施設の整備方針の取りまとめを行ってまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君）　５番、伴議員。

○５番（伴吉晴君）　今の回答からも皆さんの声を聞き、７年度中に答申をもらい、そし

てそこからその町としての教育委員会としての方針をまとめ、また私らに報告していただくという流れは分かりました。何しろそういう形で行かないと、やはり慎重にやっていかなあかん。

だけど、今現在もこれ、トータルの平均がもう50年弱、48年何ぼですわな。やはり10年がかりの事業になる。そして斑鳩町の未来というものに大きく関係するもう最大の事業かも分かりません。ほかいろいろありますけど、相当これについて、もう全体的に古くなっている。そこに正直言って、どういう形でやるのか。まず私、思いますけど、本当に新築しかできないのか。それともうまくリフォームすれば、新築同様のものができるのか。さっきのやつも、言うたら配置の問題とかその辺もおっしゃってましたけど、なかなかこれ、学校の数、この辺りを考えていくと、ものすごく難しい問題に。

別の話になるか分かりませんが、西幼稚園を今、こども園にさせていただいている。これも同じ、多少のあれはありますが、同じところでこういう形で運営している。時代に合わせていただいているということもありますし、なかなかその辺り、スムーズに物事が進むようお願いしたいと。なんしか時間がひとつの大きな課題になるんじゃないかなというように、もう全体に古くなってますのでね、その辺り、教育長、どういうようにこれについてお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 現在、先ほどから次長のほうからも回答させていただきましたように、未来の学校の在り方につきましては、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会のほうで審議を重ねていただいているところでございます。

議員のほうからの「新築にするのか、リフォームにするのか」という話も含めてなんですが、学校は本当に子どもたちや地域にとって様々な役割があると。非常に重要な場所である。また地域の方々、保護者の方々全ての方々がすごく関心の深い中身であるということも重々、認識しているところでございます。

私自身、多くの皆様方からいただいたご意見を真摯に受け止め、子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実を図ってまいりたい。そうすべく学校施設の適正規模・適正配置につきまして、この喫緊の課題に対しまして全力で取り組んでまいりたい、そのように思っております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） おっしゃるとおり、私が期待していたそのとおりの答弁をしていたのだと私は思います。

私が思う、お願いといったらあれですけど、これは非常に、新しいものに変わるまでの期間が非常に長い。今、答申の答えが出て、実際その建物が新しくなるまですごく期間かかる。結局10年という期間というのは、世の中がすごくまた価値観から全て変わる。児童数、生徒数もどうなるか分かりません。世の中の動きっていうのも、価値観も今、本当に情報の時代、ネットの時代というような形で大きく変わろうとしている。その中で、それに合わせた、あのときに答申をもらったから、それには、ある程度、それを尊重していただくのと、もうひとつは時代に合わせて常に声を聞いていただきたい。一度もう答申を受けたから、もうそれでいくんやというんじゃなく、常々にやはりそのタイミング、タイミングで早く方向性を出し、そしてなおかつまた声を常に聞き続けてほしいということをお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。非常に大事な問題ですので、よろしくお願いいたします。

その次のやつが、臨時財政対策債、これについては、令和7年度に発行額がゼロという情報を得ましたので、今回、質問させていただくことにしました。

これは僕の意識ではもう25年ほどは、改正されてから続いているひとつの財源とっていいのか、非常にややこしいもの。私からすると、非常に行政に通じてなければ、はっきり言ってこれ一体何やろうかと。こっちによせていただいても、正直言って頭の上がクエスチョン、クエスチョンになっているようなものだったんですが、もう一度これを整理して、臨時財政対策債、ちょっと今年度からじゃなく「今年度は」ですね、はゼロというような形でちょっと情報を得たので、その辺りお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 臨時財政対策債につきましてのご質問です。

初めに、臨時財政対策債の創設の背景です。地方交付税の交付に当たって、その財源が不足する場合には、平成12年度までは国において財源不足を交付税特別会計借入金により措置し、その償還をそれぞれ国と地方が折半して負担する措置が講じられていたところでございます。

国はこれを平成13年度の地方財政対策において見直し、国と地方の責任分担のさらなる明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化を図るため、国と地方が折半して補てんすることといたしました。国の負担分は国の一般会計から加算し、地方の負担分にあつては、地方財政法第5条の特例となる地方債により補てんすることとされました。この地方負担分を補てんする特例債が臨時財政対策債となっております。

また、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっており、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう措置されています。

このことから、臨時財政対策債は国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を一旦、地方公共団体で借入れをしてまかしておく地方債で、地方交付税の振替として発行されるもので、実質的には地方交付税といえるものでございます。

なお、その借入れにつきましては、例年、地方交付税の交付に当たって臨時財政対策債の発行可能額が国から示され、その範囲内で借入れを行っているところでございます以上です。

○議長（中川靖広君） 5 番、伴議員。

○5 番（伴吉晴君） 今、答弁をお聞きしてもやはり非常にややこしい、分かりにくい。実際のところ私もこれちょうど勉強させていただいて、国が地方交付税として各市町村に渡す。地方公共団体に渡すお金が財源不足の分を一旦、地方債として借りてもうて、そしてそれを借りたやつを償還するときに地方交付税として戻りませと。今答弁いただいたのはそんな感じの話だったと思います。はっきり言って、帳簿上には借金として、地方債として残る。だけど、それはまた地方交付税として回ってくる、返ってくる。借金なのに、本来もらうお金が借金として先、やってくれというような形のものだと思います。

これについて、今現在、どんな形で推移しているのか。斑鳩町は金額的にどれぐらいの今、臨時財政対策債がなってるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 臨時財政対策債の借入状況等についてのご質問です。

初めに、斑鳩町におきましては平成 13 年度以降、毎年、臨時財政対策債を借り入れており、その借入額は令和 5 年度末現在で 40 億円程度となっているところでございます。

次に、借入額の推移でございます。借入額は、平成 22 年度の 6 億 1,200 万円程度の借入れをピークに減少しており、10 年前の平成 26 年度では 4 億 7 千万円程度、5 年前の令和 5 年度では 2 億 9,900 万円程度となり、令和 6 年度は 2,380 万円まで減少しているところでございます。

また、その償還額の推移でございますが、臨時財政対策債の償還方法は、借入れの翌

年度から20年間で返済する仕組みとなっております。その償還は10年前の平成26年度は2億2,600万円程度、5年前の令和元年度では3億6,600万円程度となり、償還のピークは2年前の令和4年度の4億2,900万円程度となっております。

これ以降においては、借入額の減少や過去の借入れの償還の終了に伴い償還額は減少しており、令和6年度で3億9,100万円程度となっております。

なお、今後の償還につきましても、過去の借入額の完済が続くことから、年々減少していく見込みとなっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今のご回答で、結局、今の残高として40億円ぐらい残高。たしか私の感覚では、町全体ではたしか70億円ぐらいの町債がある。半分以上が臨時財政対策債の部分になって、実際、本来、最初、交付税としてもらう分の金額が、何か借金して、そして返したらあげるよというような形になってる。もう何か借金なのか何か分からんようなやつがそのうちの半分以上になってるようなこういう形になる。

そしてなおかつ最初の答弁であったように、その発行可能額、これはどことも満額利用されてるように私は認識しております。

その中で、結局、返済はせなあきまへんねん。実際、町債で借金やから金利もかけ、そして返済したら戻ってくる、後々戻ってくると。だから20年かけてそれを返済していくということなんです、そうなってくると、返済して行って、その中で償還とのタイムラグがありますので、その辺り、活用にあたって慎重に行う。ただ、先ほど、私言いが「今年度」と言いましたが、令和7年度から発行がないと。ただ今後どうなるかわかりません。その中で町として、この臨時財政対策債の借入れの考え方。最後に言いますが、これ70億円という金額ですか、僕10年ほど前、こちらのほうへよせてもらうとき、100億円超えた印象があります。すごく下げていただけてます。実際のところ、繰上げで下げたり、いろいろな形で前倒ししたりして償還していただけてることはもう認識しておりますが、今後のことを考え、この辺りどういう形で町は考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 今後の臨時財政対策債の借入れについてのご質問です。臨時財政対策債はご質問者もおっしゃいましたとおり、令和7年度において地方交付税の原資となる国税の増収などにより、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなる旨、国から示されたところでございます。

斑鳩町としても地方交付税制度が本来あるべき姿に改善されつつあるものと認識しております。

先ほども申しあげたとおり、臨時財政対策債は本来、地方交付税として国から交付されるべき額の一部を地方債として町が借り入れて、財源不足を補う制度です。

その元利償還金相当額は全額、後年度に地方交付税で措置されるとはいえ、臨時財政対策債の債務を返済するには借入れを行った地方公共団体であり、財政運営にも大きく影響することから、今後も、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、国において地方交付税総額を安定的に確保していただきたいと考えております。

なお、臨時財政対策債の制度の廃止といった情報はなく、あくまで令和7年度の新規発行額がゼロになるということです。今後の動向につきましては注視して対応してまいりたいと考えております。

さらには、本町ではこれまでも、歳入に見合った歳出を常に意識しながら、身の丈に合った予算編成を行っております。

今後におきましても、町債の償還予定も的確に把握いたしながら、財源不足を起こさないよう引き続き、緊張感を持って財政運営に当たってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 未来というか将来、令和7年度は分かっていますけどその後は分からない。どうなっていくか分からない。国の財源といいますか、税収、この辺りに大きく影響するものだと思いますが、やはり財政というのに対し、町財源がどのようになっているか、町債、町の債務が残高をどうしていくか。相当減らしていただいて、非常にスリムな経営を続けていただいているのは分かります。

ただ、やはり最初に質問しましたように、学校のやはりその辺の問題、これも置いとけない問題もありますし、それ以外にも福祉から道路からもういろいろな部分に必要というものはあります。その辺のバランスを取っていただいて、臨時財政対策債を今後、使ってほしくないと、そういう意味ではございません。今までも、どこでも満額、使ってる。

ただ、この制度自体、非常に怖い部分もあるというように私自身は思っておりますので、その辺りも踏まえて、今後ともうまく財政運営をしていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

次に、１０番、宮崎議員の一般質問をお受けします。

１０番、宮崎議員。

○１０番（宮崎和彦君） 議長のお許しを得ましたので通告書に基づきまして、一般質問させていただきます。

まず最初に、安全・安心のまちづくりについてということで、一番初めに、万代の出入口についてなんですけど、この前もちょっと軽い接触事故があったので、初めは右折はさせないということで聞いていたのですが、今、右折して結構、事故が多発してますので、この辺の協議とかどうなってるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 万代法隆寺店への車両の進入等に関わる協議についてのご質問でございます。

開店当時の協議の状況といたしましては、斑鳩町開発指導要綱に基づく事前協議書の中で町からの指示事項といたしまして、車両の出入りについては、減速、左折イン、左折アウトとすること。なお、店舗営業状況によっては今後、警察とも十分に協議し、問題が生じられる場合は、事前に対策を講じることといたしております。

なお、この指示事項は西和警察署と事業主との間で事前に協議された内容となっております。

ご指摘の進入方法につきましては原則左折としており、営業状況に応じて、警察協議を含めた事前対策を求めているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） １０番、宮崎議員。

○１０番（宮崎和彦君） そうですね。できるだけ警察と十分協議していただいて事故のないようにしていただきたいと思います。

次の質問に行きます。次の質問は不審者ですね。不審者の通報について、把握して住民さん側に知らせているのか。

これは大変重要なことで、どこに不審者がよく出るのかとかそういうふうなことをよく聞きますので、その辺をちょっと教えていただけますかね。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 不審者情報の周知についてのご質問です。

現在、奈良県警察では、地域の犯罪や事故、不審者の情報を知らせるスマートフォンの公式アプリ「ナポリス」を運用されており、このアプリを通して県民の皆さんへ不審者情報などの提供が行われているところでございます。

斑鳩町や町教育委員会では、奈良県警察から提供されるこの情報を基に、必要に応じて町の安全・安心メールにより町民の皆さんへお伝えし、注意喚起を行っているところでございます。

今後におきましても引き続き、町の安全・安心メールへの登録や、奈良県警察のナボリスのダウンロードを呼びかけるとともに、不審者情報につきましては、できるだけ速やかに正確な情報の把握に努め、町民の皆さんへの情報提供を行い、犯罪被害の未然防止にあたってまいりたいと考えております。以上です

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） そうですね。こういういろいろな方法がありますので、私としては不審者がいっぱい出るところに、前回の議会でも申しましたように防犯カメラをつけるとか、あと、子どもの通学、今もうされてると思いますが、通学、帰るときとか、人が立っているとか、そういうふうなことも必要だと思いますので、その辺またご検討のほうよろしくをお願いします。

続きまして、道路陥没事故について、老朽化水道管の入れ替えはということを書いてますが、以前に服部道で発生した水道管破裂による道路陥没事故のような事故は、今後、起こらないのか、また奈良県広域水道企業団への移行後はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 水道事故に伴う道路陥没事故について、また、奈良県広域水道企業団移行後の水道管の老朽管更新についてのご質問でございます。

令和2年9月に町道401号線、通称服部道において発生いたしました道路陥没事故につきましては、水道管の漏水に伴い隣接した水路に土砂が大量に流れ込み、道路が空洞になり、通りかかったトラックの重量により後輪が落下したものでございます。

事故以降、同路線の老朽管更新に取り組んでおりますが、現在、施工中のいかるがパークウェイの整備に併せて、排水管のループ化等も行うことから、事業の進捗に合わせるため調整しているところでございます。

整備までに複数年の期間を要しますことから、このような漏水に伴う事故を防止するため、音圧の変化により異常を発見する監視型漏水調査や路面音聴調査を実施し、漏水を早期に発見できるよう努めております。

水道事業は、令和7年4月から奈良県広域水道企業団へ移行いたしますが、今後も継続的に漏水調査を実施し、計画的に老朽管の更新を行うよう引き継いでおりますので、

水道管の漏水が陥没事故等につながらないものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 先日、ほかの議員からも同じような質問がありまして、今回も同じように、水路に土砂が流れ込んだということで、その水路の擁壁の下に穴が空いているということですね、流れ込んだということは。だからこれ、道路の擁壁の点検も行っていないと、未然に防げるということはできないと思いますし、私がこれを聞いて気になったのは、三代川のところも町道の下ですよ。うねった道っていうのかな、あの下も、もう下のあれがねじが見えてますねんけど、その辺の点検もできたらお願いしたいと思いますねんけど、今後、点検のほうどうぞよろしくお願いします。以上です。それで十分点検していただきたいと思います。

それでは次に、カーブミラーの掃除及び角度について、見づらいカーブミラーが多い理由はとか書いてるんですけど、これ先日、うちの近くでカーブミラーにぶつかって逃げたやつがいてますねんけど、警察がちょうど来られて、私に「カーブミラー、どこが管理してるねん」と、私に聞かれたので、「何ですか」言うたら、斑鳩町のもんやったらシールが貼ってると、斑鳩町の。それがなかったの、「いやちょっと分からないんですけど」と言ったんですけど。それで一応この「管理は」と書いてるんですけど、その辺について、ちょっと教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） カーブミラーの管理状況についてのご質問でございます。

町内各所に設置しておりますカーブミラーにつきましては、日々の業務による外出時や定期的な道路パトロールにて鏡体の角度、鏡面の劣化による視認性低下の有無などの確認を行っております。

町内には多数のカーブミラーが設置されておりますので、担当課のみで常時、良好な状態に維持することは容易ではありませんことから、町ホームページを活用し、カーブミラーの不具合を含め、道路の異常に気付かれた住民の皆さんから情報提供の協力をお願いしております。

また、日本郵便株式会社との包括連携協定により、道路状況に異変があった場合は、ドライバーから町へ通報いただくよう、協力体制も整えております。

こうして把握したカーブミラーの不具合については、角度不良の場合は担当課職員にて速やかに角度を調整し不具合を解消するよう対応しております。

また、視認性低下の場合は、鏡面の汚れを除去しても改善されない状況であれば、鏡

体の取替えをしております。

また、議員おっしゃいます「町のカーブミラーかどうか」というところでございますけども、通報のあった場合は、担当職員が参り、確認して、町のものかどうかということも確認いたしております。

このように、担当職員並びに住民の皆様のご協力により、カーブミラーの適切な維持管理に努めているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。結構、危ないことも多いので、カーブミラーのほうはどうぞよろしくお願いします。

続きまして、5番目の質問なんですけど、災害時に実動する人間はということで、他の議員も結構、この災害時に対する質問はされていて、協定している団体とかその辺を聞かれたので、私は関連死亡というかね、せっかく助かった命が避難所で亡くなられる方がかなり多いということで、この質問をしたんですけども、その前に、災害が起きたときに、まず手伝っていただける人を考えて、その後の人間ですよ。お年寄りとか介護の要る人、その辺はまた今後いろいろ募集されて募っていくというようなことで結構やと思います。それも大事だと思いますけど、これは令和5年ですか、6月2日豪雨による竜田北1丁目地内の崩落ですよ。そのときに町と協会とが災害に向かって支援されたということで、私も前に聞いたんですけど、斑鳩町の建設業協会と協定を組まれますかということで、組みたいということなんですけど、いまだに組んでおられないというのはどういうことかなと思って、この質問をしました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 災害によります被災箇所への迅速な対応を目的とした斑鳩町建設業協会との協定締結についてのご質問でございます。町では迅速な対応ができるよう、被災した場所の応急復旧や本復旧の体制を整えておく必要があり、特に地元の建設業の皆様のご協力をお願いしているところでございます。

ご質問の協定につきましては、昨年度の災害復旧に係る作業以降、建設業協会との協議を開始いたしました。現時点では締結には至っていない状況でございます。今後、継続して協議を進めたいと考えております。

しかしながら、令和5年6月定例会の一般質問でもお答えしておりますように、災害発生時におきましては早期に復旧作業が進められますよう、今後も地元の建設業者様に協力を依頼してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 災害のときは緊急ですので、やはり建設業協会の協力が大変、必要だと思います。職員さんだけでできるということでもありませんので、その辺どうぞよろしくお願いします。

それでは、2番目の道路工事についてですけど、電気・ガス・開発業者・自治会など道路工事、舗装ですね、を行い、移管道路や補修工事の検査を町がどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 公共事業以外での舗装工事に対する町の検査状況についてのご質問でございます

道路占用工事後の舗装復旧の場合でございますが、道路占用許可の際に、「幅、延長など舗装復旧の範囲」と、「表層、路盤の厚みなど舗装の構成」を書面にて指示しております。

舗装復旧工事完了後に占用事業者から施工写真を添えた完了届が提出されます。この完了届に基づき、書面及び現地にて検査を行っております。

また、仮に施行後にて不具合が生じた場合への対策として「工事が完了してから2年間、その工事の瑕疵が原因で道路等に何らかの影響が出た場合は、占用者で対応すること」との条件を付すことで一定の担保を確保いたしております。

次に、開発道路の移管の場合でございます。この開発道路とは都市計画法に基づく開発許可により築造された道路であり、道路工事完了後に開発許可権者の奈良県と移管を受けます町とで合同の検査を行っております。

その際に、舗装構成など仕上がりを確認の上、検査合格を経て当該道路の移管の手続を進めております。

次に、町の補助金交付による自治会施工の舗装工事の場合でございますが、先に説明いたしました道路占用工事後の舗装復旧の場合と同様に、工事完了後に施工主体である自治会から施工写真や自治会実施の検査報告書などを添えた竣工届が提出され、これら書類に基づき、担当課による書面及び現地での検査を行っております。この検査の合格を経て、補助金交付手続を進めております。

以上のように、それぞれのケースに応じて必要な検査を行い、適切な舗装状況が保持されるよう努めているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） これからも十分検査のほう、どうぞよろしくお願いします。

それでは次に、指名停止された工事のあれは何年前に行われた工事か、教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 指名停止の工事についてのご質問でございます。

指名停止の原因となった工事は、令和5年1月27日に完成引渡しを受けました、公共下水道管渠築造工事第14処理分区21工区の4工事で、工事完了後の令和6年4月2日に下水道担当職員が当該工事の路線内で、道路表面の舗装に多数の亀裂を確認いたしましたことから、調査を実施したものでございます。

なおこの調査では、アスファルトの厚みを確認するコアの抜取検査を各現場で実施しており、工事の設計で5センチメートルの仕様に対し、2から4センチメートルの設計値不足の箇所が複数あり、過失による粗雑工事と判断いたしました。

こうしたことから、当該工事で舗装を施工した施工業者のほかの路線を調査した結果、令和6年3月8日に引渡しを受けた公共下水道管渠築造工事第15処理分区19工区の2工事及び令和6年3月8日に引渡しを受けました公共下水道工事に伴う配水管移設工事についても、同様に粗雑工事を確認いたしましたことから、この3件の工事の請負業者を指名停止処分としたものでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） この指名停止についてなんですけど、この道路工事についてね、工事の町の監督員、検査員、町長の決裁印のはんこが押されて、業者に工事費が支払われていますけど、このときお互いに監督がついていてこういうことになったということで、業者だけが指名停止という重いことをされてるので、町のほうにはまだ責任がないのかなと思って、この質問をしましたんですけど、どう思われますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 指名停止となった工事における発注者の責任についての質問でございます。

町の発注者としての責任については、公共工事の発注者として工事が適切に行われるよう、施工前には工事計画書や工事体制、材料の品質確認を行い、施工中には、適宜、現場状況の確認、完了時には竣工検査を行うなど、奈良県発行の土木工事共通仕様書や土木請負必携、土木工事施工管理基準にのっとり工事の管理監督に努めております。

また、当該事案のような過失による粗雑工事が発覚した場合には、工事請負契約書に

のっとり、工事の補修や損害賠償請求等の措置を講じて、工事目的物の構築や対価等で町が損失をこうむらないよう責務を果たしてまいりたいと考えております。

町におきまして、このような事案が再発しないように、未然に防ぐことができる管理体制の強化や検査要領の改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） よろしく申し上げます。町民さんの税金を預かってますので、今後こういうことが起こらないように、どうぞよろしく申し上げます。

それでは4番目に、一部そういうのが発覚したということで、そういうものが見つかったんですけど、以前のこの何年か前の工事についてそういうことが発見されたんですけど、ほかの工事についても検査をやるべきかなと思って、この最後の質問にさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 指名停止となった工事以外の対応についてのご質問でございます。

今回の指名停止の原因は、舗装工事においてアスファルト舗装の厚さが設計数値の許容範囲外であった粗雑工事でありましたことから、その他の工事の対応といたしまして、令和4年度及び令和5年度に発注しました工事のうち、舗装工事を含んだ28件の工事について、担当した監督職員と検査員で工事写真や現場確認を再度、調査し、問題がないことを確認いたしております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。結構いろいろ調べていただいているなということで、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は、午前9時から予算審査特別委員会が開催されますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時35分 散会）